

◎議 事 日 程（第5号）

平成27年12月22日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第66号 愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第71号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第72号 愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号 愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第74号 愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第75号 愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第76号 愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第77号 愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第78号 愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について
- 日程第15 議案第79号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第80号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第81号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第82号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について
- 日程第20 意見書案第7号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	島田 浩 君
13番	杉村 義仁 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総務部長	飯谷 幸良 君	企画部長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消防長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議事課長	加納 敏夫
書記	山田 宗一	書記	服部 陽介

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開議前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第6号、意見書案第7号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（鷲野聰明君）

おはようございます。

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、12月14日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正については、主な質疑で、組織・機構の見直しに伴う改正において、いわゆる庶務の関係が削られているが、今後新たな部署を設定して庶務を任せることを考えているのかの質問では、その予定はありません。また、特にどこかの部署に規定しなければならないことはありませんという答弁でした。

採決の結果、議案第69号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第70号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で

原案のとおり可決されました。

議案第71号：愛西市税条例等の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第73号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定については、主な質疑で、選定委員会と市の役割及び権限についてはの質問では、選定委員は5名で、候補者がコミュニティセンターを適正に運営できるかという観点から審査します。任期は1年ですので、その後は市が監督・指導していく役割ですという答弁でした。

採決の結果、議案第73号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更については、主な質疑で、アスベストの除去について法的に問題はないのかの質問では、会議室棟解体に伴うアスベストの処理については、改正前の大気汚染防止法に基づき、既存棟のアスベストの処理については、改正後の同法の規定により手続をして処理されていると確認しています。また、石綿障害予防規則による届け出についても、手続はされています。なお、会議室棟のアスベスト処理については、新たに特定建築材料が天井裏から検出されたことにより関係機関に届け出を追加していることから、施工者による届け出義務は果たしていると理解しています。さらに、作業についても事前に関係機関による立ち入りも受けており、アスベストが外部に流出しないように、作業基準等も遵守していただいたと認識しています。アスベストの処理については、法的に問題はないと認識していますという答弁でした。

また、全体庁舎工事において、当初計画からおくれての完成になりましたが、工事費など当初計画よりおくれた影響はどのように考えているのかの質問では、平成23年2月に策定している庁舎整備基本計画においては、平成27年4月に供用開始を予定していました。その後、事業費の見直しによる実施設計のおくれなどもあり、その結果として、平成28年3月の供用開始となりました。おくれによる影響としては、工事費が年々上昇傾向にある中、応札業者が少なかったことや、インフレスライドによる物価上昇分の増額などがおくれた影響だと考えていますという答弁でした。

採決の結果、議案第78号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、ふるさとづくり事業推進費について、集会所以外にどんな補助をしたのかの質問では、全部で60件の決定をしており、集会所等の修繕12件、備品購入5件、町内の祭り15件、イベント等25件ですという答弁でした。

採決の結果、議案第79号のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大島一郎君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、12月15日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付いたしておりますように、議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定については、主な質疑で、産廃施設以外の多くの問題の把握をした上でこの条例をつくったのかとの質問では、産廃施設以外の多くの問題にこの条例をもって直接対応していくのは難しいが、この条例によってこれから少しでも少なくしていくことができると考えて提案いたしますという答弁でした。

また、合併後に紛争になった事例をどこまで勘案して条例を作成したのかとの質問では、一般の工場において、住民からの苦情により後から改善をしたなど、でき上がる前に協議すること等のメリットを考慮して条例を作成していますという答弁でした。

採決の結果、議案第66号は全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第68号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、9月議会で制定された条例を3カ月で改正するに至った経緯はどの質問では、番号制を使用することが決まった障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当に関して愛知県が県の上乗せ分に係る業務において、税及び住基情報を利用することが決まったことによるものですという答弁でした。

採決の結果、議案第68号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第72号：愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正については、対象者と同じ世帯の主たる生計中心者に係る番号を記載することになっているが、その人が愛西市外の場所で暮らしている場合にもその人の番号を求めることになるのか。また、市がその番号を調べて記入することはできるのかの質問では、その主たる生計中心者の番号を求めることになります。また、市がその番号を調べて記入することはあり得ませんという答弁でした。

採決の結果、議案第72号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定については、主な質疑で、指定管理者公募説明会に参加した愛西市の業者はどれくらいあるのかとの質問では、12社申し出があり、当日の参加者の11社中、愛西市内の業者は1社のみでしたという答弁でした。

また、前回と今回で市が求めた事業計画の内容に大きく違っているところはどこですかとの質問では、この5年間で特に大きな問題は起きていないので、大きく変わったところは特にありませんという答弁でした。

採決の結果、議案第74号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第75号：愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定については、愛西の里4カ所を指定管理する中で、愛西の里さやが直営だったところと比べてよかったことと悪かったことは何かとの質問では、利用者はいろんな障害を持った方がいますので、4カ所の中で利用施設の変更が可能になること。また、指定管理料について、単独の場合は国の補助がつかないものもあったが、今では4施設ともに国の補助がもらえていますという答弁でした。

採決の結果、議案第75号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定については、主な質疑で、斎場に関する苦情・要望についてどのようなものがあるのかとの質問では、アンケート結果によれば、葬祭業者に関するものを除き、指定管理に関することでは41件ほどあるが、主なものは、スタッフについては、ほぼ9割ほどの方が「よい」と回答しています。他には、「スタッフの言葉が専門的過ぎてわかりづらい」「喫煙室が欲しい」「道路標識がなくて入りづらい」「トイレがきれいだ」「清潔でよい」などですという答弁でした。

また、現在の指定管理者から、葬祭業者の意見も含めて市側にこうしてはどうかという意見・要望はないのかとの質問では、現在は、指定管理者、メンテナンス会社及び市と毎月1回意見交換を行っていますが、その中では特別な意見・要望は現在のところありませんという答弁でした。

採決の結果、議案第77号は賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、主な質疑で、カード券面印刷機は何を印刷するための導入かとの質問では、カード券面印刷機はカードの裏書き用の印刷機で、通知カード、個人番号カード、住基カード及び在留カードなどの裏面に使用するものです。裏面の内容は、住所及び氏名の氏の変更に伴う裏書き用ですという答弁でした。

また、児童館のエアコン修繕以外に他の施設ではどうかとの質問では、指定管理には軽微な修繕料も指定管理料に含まれていますが、金額の大きいものは市において対処することになりますが、今年度に他の予定はありませんという答弁でした。

採決の結果、議案第79号のうち当委員会に付託を受けました部分については、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、一般被保険者療養費と一般被保険者高額療養費の両方で2億4,000万の多額の増額だが、積算根拠は何かとの質問では、一般被保険者療養費については調剤費が上昇しています。また、平成26年4月の法改正により70歳以上の被保険者が1割負担から2割負担になったことを受けて、この5年間に一般被保険者高額療養費は随時ふえてくるものと考えていますという答弁でした。

採決の結果、議案第80号は全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第81号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質

疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情書について審議いたしました。

まず陳情第8号：安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とし、委員による意見交換の後、採決の結果、陳情第8号は全員賛成で採択されました。後ほど委員会としてこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますようお願いいたします。

次に、陳情第9号：「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書を議題とし、委員による意見交換の上、採決の結果、陳情第9号は全員賛成で採択されました。後ほど委員会としてこの意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、陳情第10号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について、4つの意見書案を審査いたしました。委員による意見交換の後、いずれの意見書案も提出しないこととされました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（八木 一君）

それでは、経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、12月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定については、主な質疑で、適用除外項目に1,000平方メートル未満とした根拠、並びに既存の建築物の増築または改築とした理由は何かの質問では、他市の状況も把握した上で、その例に倣って1,000平方メートルとしています。既存の建築物を適用除外としたのは、新しくできるものについてのみ対象にするものだという答弁でありました。

また、事業者が条例に規定する責務に従わなかった場合の罰則規定についてはどうかの質問では、勧告にとどめ、罰則規定については用意していません。周知、指導をしっかりと行っていく中で、責務に従わない悪質な内容が多いようであれば、規則等でその部分を変更していく必要が出てくるのではないかと考えていますという答弁でありました。

採決の結果、議案第67号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会の付託を受けました部分につきましては、質疑もなく、採決の結果、議案第79号のうち当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）については、質疑の後に採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第66号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

規則が示されておらず、この条例だけでよしあしを判断せよというのは、大変解釈し切れない部分が多くて、判断するのに困難が多い状況であると思っております。

第2条の言葉の定義において、産業廃棄物については廃棄物処理法をもとに定義されていますが、産業廃棄物処理施設の間処理施設、積みかえ保管施設については、廃棄物処理法との関係が記されておらず、中間処理とは再生処理まで含むのか、また処理能力以下の施設で届け出だけで許されるものが網羅されているのか、この条例案だけは判断ができません。

さらに、第5条の事前協議において、許可申請等の「等」が何の意味を指しているのか、条例だけではわかりません。

この条例は、破碎選別の間処理施設で処理業の許可を既に持っており、5トン未満の処理能力という施設が小さいものが施設許可不要で届け出され、操業ができてしまうといった三和町と同様の事例を防ぐために条例づくりが始まりました。つまり、この条例は、市も市民も知らないうちにできてしまう産廃施設に対してこの条例制定が進められたはずです。ですから、第5条の許可申請等には届け出のみの施設も含まなければ意味がありませんが、今の条例だけの提案では、その点を判断することができません。

この条例の規則の提示について、まだ規則が十分にできていない。また、規則は市長の権限であるから、議会へ示すか否かは市長の判断だと答弁がありました。規則の変更は市長の判断で可能なことは理解していますが、条例制定時において条例に含めておくべき事項か、規則で臨機応変に変更できるようにしておくべき事項なのかの線引きの判断は議会としてもかかわる

べき内容と考えますし、議会で議論することにより、よりよい考えが出て、それが規則に反映されるのであれば、市民にとってもプラスとなります。今後、新規条例制定の場合は、議員への規則提示には対応していただき、少しでも議員として判断しやすい資料提供を引き続きお願いしたいと思っております。

そして、この条例には言葉の定義において課題がたくさんありますので、規則の内容の充実は今後しっかりと審議をし、充実したものができ上がることを求めます。

また、罰則規定や立入調査権についても、今後さらに研究が必要であり、条例改正も積極的に行うべきと考えます。

そして、議案質疑でも申し上げましたが、できればこうした紛争の問題は、廃棄物処理法や県条例で対応されることが望ましいと思っておりますが、そもいかなる事例として、愛西市では、先ほど申し上げました届け出のみで施設設置がされる事例、そして偽装リサイクルの問題、再生施設の設置、自社処理として設置しておきながらも怪しい操業状況の施設の問題がこの間起きており、市条例設置はやむなしと思っております。しかし、やる気のない職員がこの条例を運用すれば産廃施設設置に市がお墨つきを与えることとなりますので、運用マニュアルなどの設置もお願いをいたします。

以上、産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の今後の課題について述べましたが、この条例は、愛西市として第一歩を踏み出す条例ですので、まだまだ不十分な点がありますが、今後の臨機応変の条例改正等を希望し、賛成といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、1番・大野則男議員、どうぞ。

**○1番（大野則男君）**

それでは、議案第66号：愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例については、市民の皆さんの安心・安全、生活を守るための根幹である条例であります。しかし、この条例の制定に当たり、幾つかのお話をさせていただきたいと思っております。

まずは1つ目、なぜ今ですか。事務方によれば、ある地域で問題が起きているためにと説明がありましたが、問題が起きてからしか動かない姿勢ですか。

2つ目、今まで幾つかの事例があったはずですが。研究と分析がなされず、県の指導頼みであったこと、このような姿勢では安心・安全を守れません。

しかし、今回この条例を制定で、先ほど吉川議員のほうからもありましたが、一歩踏み出せた、このことは評価をしたいと思っております。ぜひ違法な業者から市民の皆さんを守っていただきたい、そんな思いで賛成とさせていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第66号の愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例の制

定について、私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

議案質疑のときには、一旦制定を見送るべきだ、起きている紛争を解決する内容に条例を見直して再度提案するということですか、規則を早急に制定するということを求めたところではありますが、この条例においては、市の責務として紛争の予防と調整ということについても明文化をされているところでもあります。そういった点では評価ができる場所でもあります。

今後の細則の制定において、関係地域の定めですか説明会の開催、また関係住民の意見書、事業者の見解書など、規則で定める内容というのがよりたくさんになっており、その内容がより効果的な、また詳しい、市民にとって有利な内容であるということをお願いしたいと思います。

今回の条例が形骸化をして、使われなかったな、使えないと言われることのないように規則をつくっていただくことを求めて賛成といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第67号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について、賛成の立場から討論します。

市内における開発行為などについては、市民の皆さんが安心して暮らせる生活環境の維持が大切です。近隣での開発行為などに対して、市民の皆さんが地域に何ができるのか不安に思うようなことがないように、周知・徹底が必要になります。本条例は、そのために制定されるものであります。

また、開発行為などに伴い生ずるおそれのある環境保全上の支障については市長の責務となりますが、規則として定めていただき、悪質な開発行為などを未然に防げるよう、細心の検討を行っていただくようお願いして賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案第67号について、賛成の立場で討論をいたします。

この条例は、開発行為を阻止するためだけの条例ではなく、工事が始まっても何ができるかわからない、どのように住環境が変わるかわからないという市民の不安を拭うのが目的の条例です。この条例が厳しくなり過ぎれば優良企業も進出しづらくなる面もあり、さじかげんが難しい条例です。

今回、市側のほうからさまざまな答弁がありました。私は、総代と調整するという答弁が繰り返されたことがとても気になっています。総代の人数も減り、一人の総代さんが直轄する地域が広くなり、開発に対する温度差もかなり差があるのではないのでしょうか。今後、近隣の地域の方々の意見を聞いたり、確認する体制をしっかりとつくっていただき運用されること、そして、産廃紛争条例との調整をとりながら常に見直しの視点を持っていただくことを要望し、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第67号：愛西市開発行為等の周知に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

この条例の目的として、関係地域に良好な近隣関係を保持すること、健全な生活環境の維持及び向上に資することが上げられております。まだ規則は提示されておりませんが、この条例が開発行為の一つの手段として形式的に行われるのではなく、関係地域での周知や説明、要望に対する対処、誠意を持って行われるよう指導を行うことや、また必要な場合には、罰則規定など条例改正を行うことを求めて賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第67号を採決いたします。

議案第67号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第68号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第68号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○18番（河合克平君）

では、議案第68号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、討論させていただきます。

9月議会で成立した条例ではありますが、施行される前にこのような形で議案改正がされております。9月の議会においては、同条例については私どもは反対をしているところであります。

まず、そもそもマイナンバー制度というものについて、どういう問題点があるかということですが、マイナンバー制度については、国民全てに番号を振り、国民の個人的な情報を集積し、管理を行うという制度になっております。この制度では、利便性の向上や公平・公正な社会の実現、行政の効率化をメリットということで上げてはおりますが、諸外国では成り済ましや個人情報の漏えいが後を絶たない制度として、個人番号の使用対象を縮小したり、番号制度の廃止を検討されているところであります。

この個人番号をほかに伝えることよって、情報漏えいの危険がより発生をするところであり、個人番号を書かない、伝えないことよってだけ真に個人情報を守ることにつながるのだと考えるところであります。

また、個人番号を聞くことよって、市もそうですが、聞いた事業者は厳格な管理を行わなければ、最高懲役4年の刑に処される罰則の対象となるところであります。伝えるほうも伝えられるほうも双方が多大な危険を共有しなければならず、その管理をするための負担ははかり知れないものとなっております。最良の方法は、この制度を形骸させることではないかと考えるところであります。

質疑においては、窓口にて個人番号の記載のない申請書についての対応は、記載がなくても受け取る、また記載がないことで不利益はない、そして記載がなくても遅延させることはないというような答弁がありましたが、市民に無用の負担をかけないような運用と対応を求めるものであります。

そういった点で、現時点でこの68号の条例について反対といたします。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第68号を採決いたします。

議案第68号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第69号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について、反対の討論を行います。この条例は、庁舎統合に伴う組織・機構の見直しのための条例改正であるため、反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第69号：愛西市総代の設置に関する条例等の一部改正について、賛成の立場から討論します。

組織・機構の見直しについては、明年の統合庁舎全面運用においても大切な課題です。名称の改正のみならず、組織の構成、機構のあり方についても深く掘り下げていただき、さらに市民の皆さんとの協働を深めていただくことをお願いし、賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第70号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第70号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第7・議案第71号（討論・採決）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第71号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

19番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○19番（真野和久君）

それでは、議案第71号：愛西市税条例等の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の条例改正の主な内容としては、地方税法の改正で、地方税、国民健康保険税についても徴収猶予や換価の猶予を納税者から申請できるようになります。納税者の権利を一步進めるものとしては評価できます。

今、さまざまな事情から滞納せざるを得なくなった市民に対して、市民の立場に立った滞納解決を一層進めるよう求めて賛成をいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第8・議案第72号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第72号：愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第72号：愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

議案第68号と同様に、マイナンバー制度にかかわる条例の改正であるため、反対をいたします。

このマイナンバー制度導入にかかわって、情報漏えい対策として安全管理措置がされなければなりません。個人番号を扱うためには、例えばパーテーションの設置をして明確に場所を分ける。また、鍵のかかる棚を用意して、誰もが見られるような状況ということをしてないようにする。また、扱う担当者を明確化し、その者に対する教育も徹底をするという安全管理措置の徹底というのは、市にとっても大変大きな負担となります。

また、個人番号の記載のないときには、市が独自に個人番号を入手することはないという答弁もありました。そして、情報システムネットワークの稼働予定である29年1月までは従前の必要種類を添付するという答弁もありました。そういったことでは、あくまでも個人番号の記載というのは任意であり、記載がなくても罰則はないというものにもなっております。

年金機構の情報漏えいでも、私が聞いただけで、身近に2人の漏えいがあったと聞いております。市民としては、個人番号をみずからほかの人に伝えたり記載することによって、個人番号が漏れてしまう可能性がより高まるのではないかという不安がある。そのため、個人番号を知らせることに抵抗があるという意見を聞いております。よって、この個人番号の記載を求めている本条例については反対といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第72号を採決いたします。

議案第72号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第73号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第73号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○8番（吉川三津子君）**

では、議案第73号について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の議会の中で、総合斎苑建設の、多分地域対策としてつくられたんだと思いますが、西保防災コミュニティセンターが貸し館業務だけになっており、他のコミュニティセンターの位置づけとは違うことが明らかになりました。今後、西保町の方々は、市江地区コミュニティセンターで市江小学校区のコミュニティ協議会の一員として、防災を含めたまちづくり活動しながら、一方では、防災活動は西保防災コミュニティセンターで独自の仕組みをつくっていかなければならないという、そんな課題も明らかになりました。

今後、必要であれば市としての防災計画の見直し、全市にあるコミュニティセンターの位置づけの見直しもすべきだろうと思いますし、市として西保地区の方々への助言、市江地区の方々への助言もしながら新しい仕組みづくりをしていただくことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、15番・鷺野聰明君、どうぞ。

**○15番（鷺野聰明君）**

議案第73号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、賛成討論をいたします。

愛西市では自治基本条例が施行され、市民と行政、そして愛西市にかかわる全ての方々がお互いに尊重し、役割を分担し、公共的な解決に当たる協働によるまちづくりを進めているところであります。市江地区コミュニティセンターの指定管理者として地域住民により組織された団体による運営管理は、まさにこの理念に沿ったものであります。また、地元住民が運営に携わることにより、地域性に沿った創意工夫によるサービス向上や経費の縮減など、適切かつ効率的な施設管理を期待できるものと考えます。

以上のことから、今回の指定管理者の指定は適正だと思しますので、議案第73号に賛成をいたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第74号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

我々の基本的な立場として、市が所有する体育館などの社会体育施設は、市民の教養・スポーツ文化を高め、またスポーツを通じた健康などの市の方針に基づいて、直接市が責任を持って進めるべきものだと考えます。そのためには、指定管理はなじまないと考えております。

指定管理においては、指定管理者が5年ごとに変更される可能性があり、またその職員等の身分も非常に不安定である。そうした点でも大きな問題です。事業の継続性や職員の身分、またあえて言ってしまうと、まさに安い非正規を雇っていくということによる問題点も指摘しなければなりません。

そして、さらに今回大きな問題は、これまで問題は余り出ていないようですが、施設管理においては、市がチェック表などを持ってしっかりとチェックをしていないなど、契約に基づいたことがやられていないことも明らかになりました。

また、現在計画がされています親水公園の新たな広場の運動施設の設置や、現在使用が停止されています佐屋のプールなど不確定な部分もあり、今回の指定管理を契約するべきではないと考えています。

以上の点から、議案第78号に反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

なければ次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、6番・高松幸雄君、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、賛成の立場から発言いたします。

技研・岩間愛西共同体は、現行の愛西市スポーツ施設の指定管理者でもあり、実情を十分理解しており、市民からの要望にも迅速に対応しています。施設維持管理方針として、安全で安

心、なおかつ楽しく利用できる施設の提供を目指すとしており、事業方針として、地域と連携しながらスポーツの振興及び住民の健康増進を図り、地域社会に貢献するといった取り組みが当市の健康づくりに貢献できていると感じられます。

さらに、施設の利用促進計画として、地域の方に施設やイベント情報を定期的に発信しています。最近では、12月19日土曜日に親水公園で愛西市スポーツフェスティバル2015が開催され、市民の皆さんが大勢参加され、大盛況でした。また、地域雇用の促進による直接雇用の拡大にも貢献されていました。

以上の理由と、今後の親水公園整備が早く実現し、親水公園を中心としたまちづくりが市の発展に結びつくことを期待して、賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

**○3番（近藤 武君）**

議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について、事前の参加者が12者、説明会希望者が11者という流れの中で最終的に申請団体となったのは、今回の指定管理団体1者のみとなってしまう、競争入札とはならなかったことはとても残念に思っております。

しかし、今回、愛西市の指定管理団体に再度選ばれた技研・岩間愛西共同体は、今現在の今年度までの実績で、市民との意見対応、愛西市との実績報告書をもとに年2回行われる会議でもアンケートによる改善もしていただき、有効的に施設運営をしていただいていると思われま。また、独自の収益実績も年々確実に上がってきております。

このような実績をもとに、28年度から5年間、愛西市のスポーツ施設を、今回選定された指定管理業者が中心となり、行政、市民との意見交換の中で改善を進め、有効かつ確実に運営していただき、愛西市民の健康増進のための核となる施設、あるいは市外にもアピールできるぐらいの施設になるのではないかと考えております。

このことをもとに、議案第74号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定について賛成させていただきます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第75号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第75号：愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

それでは、議案第75号：愛西市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

愛西市の障害者就労支援施設が、障害者にとって安定した専門的なサービスを提供することが必要であり、現在のような包括して民間委託をするのではなく、一部のところについては、従来のおり直営で行うべきと考えるところであります。一部直営にすることにより、就労支援の状況がより客観化ができる、そして一層の充実を図れるものと考え、この指定管理には反対といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対賛成はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

では、議案第75号について、賛成の立場で討論いたします。

社会福祉関係では、合併した当初から委託ができなくなり、全て指定管理者に移行しなければならないとの間違った認識のもとに、指定管理者制度が進められた経緯があります。このことは議会でも申し上げてきましたが、今議会でも議案第75号と76号は同じ公共施設の指定管理者制度導入であり、本来ならば1つの指定管理者として契約をすべき内容ですので、1点指摘をさせていただきます。この点については、委員会の中で今後改めていく旨の答弁がされております。

今回は、76号は施設管理費のみの費用で契約するとのことですので、指定管理者制度の考え方からは問題がありますが、契約上、問題は生じませんので賛成といたします。

しかし、市としての指定管理者制度について、共通的な考え方が確立されておらず、軽微な改修を適切にさせるチェックの仕組みや、一般管理費を予算として計上されずに運用されている指定管理者がほとんどであり、一般管理費を含めねば、それはどこから捻出されているかという問題が出てまいります。つまり、正確な決算報告がされることにつながらないという問題がありますので、今後、一般管理費の考え方についても改善が必要であり、払うものは払い、削るものは削っていただく方針をしっかりと持つべきであろうと思います。

こうした指定管理者制度の基本的な運用などについて、統一的な考え方を確立されることを

要望し、この議案には賛成といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第75号を採決いたします。

議案第75号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第76号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第76号：愛西市立田社会福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第76号を採決いたします。

議案第76号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩をとります。再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第77号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

20番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○20番（加藤敏彦君）

議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について、討論を行います。

愛西市の斎場は、市民の大きな反対を押し切って、葬儀場も併設した過大な斎場をつくりました。そのために過大な費用がかかっております。平成27年度予算では、愛西市の斎苑指定管理料5,340万、津島市の斎場火葬等業務委託料は2,533万、2倍となっております。

また、民間の斎場は佐屋地区にも新たにつくられ、市がつくる必要があったのかという市民の考えは強くなっております。民間でできる斎場まで含めた過大施設をつくったため、指定管理で経費削減を図る。答弁では、5年間で6,290万円、年平均では2,258万円であります。そのことがワーキングプアをつくることになっていないか、検討が必要であります。

サービスにおいても、苦情や要望はないとの答弁でありましたが、実際はお茶のサービスができないか、喫煙所が欲しい、また案内標識が欲しいなど出ておりますが、市の答弁ではありませんでした。

指定管理は、事業の継続性、雇用の不安定性の問題があり、また現在、市と指定管理者と葬儀業者の間で責任が曖昧になり、市民や利用者の要望が反映されない状況になっていると考えます。総合斎苑については、市が責任を持って運営を行うべきであると考えます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第77号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定について、賛成の立場から発言いたします。

愛西市総合斎苑管理グループ代表団体イージス・グループは、現行の愛西市総合斎苑の指定管理者でもあり、実情を十分理解しており、スタッフの言葉遣いもよく、利用者の苦情には迅速な対応をしていました。

また、全国22自治体、36の火葬斎場施設で火葬場管理運営を行っており、22施設では指定管理業務も行っている事業者でもあり、全国に170の火葬業務経験者を雇い、緊急時の市総合斎苑の応援体制も万全であることから、市総合斎苑の設置目的に沿った管理ができています業者であると考えます。

今後は、利用者のニーズを把握し、市民に喜んでもらえる市民目線のサービス向上を期待し、賛成討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第77号を採決いたします。

議案第77号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第78号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、8番・吉川三津子議員、どうぞ。

○8番（吉川三津子君）

議案第78号について、反対の立場で討論いたします。

反対の理由には4つの理由があります。

1つ目は、私は統合には賛成でしたが、そもそも過大な施設であるということ。

そして2つ目は、契約に即した進め方がされておらず、丸投げではなかったかということです。

アスベスト除去工事の公文書をいただきましたが、契約関係の書類には、工事を変更する場合は元請業者と設計監理者が話し合い、報告書を市に提出し、見積書を提出し、市がそれを認めた場合は、金額を明記した指示書で工事を指示するルールであることが示されています。しかし、アスベスト関連の工事については、アスベスト除去工事が終わった3カ月後に報告書、見積書、指示書がやりとりされています。この事例から、工事をしてしまってから見積報告、指示という手順が横行していたのではないかと疑義を持ちました。

3つ目は、アスベスト除去工事での法的問題です。市長の、これを機会に愛西市としてのアスベスト除去マニュアル的なものをつくるという方針は大いに期待しておりますので、今後の支所整備工事もあり、公共施設の再編成でも課題になってくる問題ですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

しかし、一方で、残念ながら本会議でも委員会でも、法的に問題はなかったと担当部長や担当者が断言されていることは、市長の答弁と矛盾しております。警察に捕まらなければ問題ないとの考えを持っているならば、それこそ問題であり、間違いを認めて初めて改善につながるかと私は考えます。

現に、天井をめくるなどの事前調査が元請業者によってされていないことは石綿予防規則に反しており、法的に問題です。また、市側は追加申請した書類を新たに見つけたので、直罰規定に当たる違法はないとも答弁しておりますが、その書類は工事事務所にあった図面であり、県や労基署への追加申請のための表紙もなく、県の受領印もない、本当に県に追加申請されたかどうかの確認がされていないものであります。私は、直罰規定に触れる触れないにかかわらず、アスベスト除去工事のずさんさに問題があると思いますが、直罰規定に当たる違法があったかどうか、正確に確認ができていない今の段階でこの支払いを認めることはできません。

4つ目の反対理由は、議場の追加費用についてであります。何度答弁を聞いても、値上げの

理由に納得ができません。地方自治法第2条には、地方公共団体はその事務を処理するに当たって住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと書かれておりますが、この法に則した決定がされたとは到底思えません。

以上、反対の理由を4点申し上げましたが、今後の改善も含めて、私の反対討論といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、反対討論を行います。

今、行われております統合庁舎建設及び改修工事に関しては、そもそも私たちは、いわゆる分庁総合支所方式による市民サービスを守るよう求めてまいりました。そして、この統合庁舎建設にも反対をしてきました。さらには、この建設工事を含めて40億円以上にもかかわる大規模な費用となっていることも含めて、大きな問題として指摘をしてまいりました。

しかし、今回の契約工事の変更に関しては、これまで以上に大きな問題が含まれていると考えます。

今回提案をされました契約変更について、額は約2,000万円ほどとなっておりますが、実際には、全体的に収支を考えればそれ以上に大きな額の変更となっております。また、今、まだ継続して工事が行われています既存棟だけではなくて、4月から供用開始がなされているこちらの庁舎、いわゆる増築棟の変更まで一括して提案を出されたことが大変大きな問題だと考えます。

愛西市の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例におきましては、確かに議会の事前の承認を得なくてもいい事項になっているのかもしれませんが、それでも契約変更の後にはすぐに議会に報告をしなければならないことになっているはずです。そういう点でいえば、少なくとも増築棟の部分に関してはあらかじめ契約を変更し、そして議会に報告すべきではなかったのかというふうにも考えます。

本来、こうした契約変更は、そもそも議会に事前に了承を得るのが大前提だと考えます。そうした点でも、今回の市の対応は議会軽視というふうに指摘をされても仕方がないものだと思います。ぜひとも改善をすべきというふうに考えます。

さらに、先ほど吉川議員からも指摘がありましたが、アスベストの工事に関しても、本来されるべき事前調査がしっかりやられていない問題もあります。この点についても、委員会ではしっかりとやっていきたいというような答弁もありましたが、やはりこうした点でも大きな問題です。愛西市は、本来のこうした工事契約や、また条例も含めて、しっかりとした対応をしていくことが求められていると思います。

以上から、この78号には反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

では、議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

詳細の168項目にわたるものについては、市の発議区分については、マイナスとなっているということについては削減を目指してということの評価できるところではあります、差し引きされている中ではあります、増築棟にかかわることとして876万5,000円、工事の進行状況による報告から、本年の3月議会の時点では約2,000万円の増額となっている状況が明らかになりました。少なくとも、その時点で議会への報告がされるべきであると私は考えるところがあります。

建設費用は市民の税金であり、後決済では地方自治法による二元代表制の形骸化にもつながるものではないでしょうか。議会が軽く見られている現状だと考えざるを得ません。よって、本契約の変更は、内容においても手続においても不当なことと言わざるを得ないものであり、反対といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

17番・大島功議員、どうぞ。

○17番（大島 功君）

それでは、議案第78号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、賛成討論をいたします。

設計変更による契約変更は、国においても工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドラインが示されております。これは、工事の際に設計変更や契約変更が適切にできるようにするためのものであり、市はこれにかわるものとして、工事請負契約変更事務取扱要領により事務処理をしていると議案質疑の場で説明がありました。

統合庁舎建設・改修工事は、市にとって大型公共事業の一つであります。このような大きな工事にあっては、さまざまな条件のもと、限られた期間内に現場で作り上げていかなければならないため、少なからず変更しなければならないことも想定できるものであります。変更内容の項目が169項目と広範囲にわたっており、発注者、設計監理者、請負者の3者により、予算の管理を含め、変更の必要性や妥当性を協議した結果であると思います。

工事のおくれによる影響は、さまざまところに波及するおそれがあります。本市にとって大型公共事業である統合庁舎建設事業は、これまでも物価上昇による補正などで追加の予算計上が行われてきた経緯もあり、できる限り財政負担がかからないようにしていただきたいところではありますが、限られた予算で最大限の効果を得られるように努めていただきたい。

また、統合庁舎の早期全面供用により、質の高い安定した行政サービスを提供する施設とし

て、市民の立場に立った市政運営を行っていただきたいことを要望し、本議案に賛成をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第78号を採決いたします。

議案第78号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第79号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）に対して、反対討論を行います。

今回の一般会計の補正予算については、佐屋小プールの改修や、またがん検診の申し込み者の増加に対応するなど、必要なものとして認めるものもありますが、しかし以下の2点について、反対をしたいというふうに思っています。

1つ目は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に対応するための財務会計システムの変更やレジスターの設定変更などについてであります。マイナンバーについては、個人情報漏えいなどの危険が極めて高まるという点も含め、廃止すべきという立場から、この予算に関しては認められないというものであります。

また、今回、佐屋保健センターの改修工事費用が提案されていますが、これに関しても庁舎統合に関連し、健康推進課が佐屋保健センターに一本化されるということに対応するためのものです。現在、佐織総合福祉センターにあります健康推進課が常駐しないということになってしまえば、今の、いわゆる愛西市の北部地域における健康推進事業に対して大変大きな問題となり、また市民サービスの点でも大変重要な問題となると思います。そうした点からも、この79号に関しては反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・山岡幹雄君、どうぞ。

## ○2番（山岡幹雄君）

議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言させていただきます。

愛西市の財源状況は、依然として歳入を地方交付税などに頼っている状況でございます。

地方交付税の合併特例措置分は、合併年度と、その後10カ年度において約20億円が交付されてまいりました。しかし、平成28年度から段階的に削減され、平成33年度には合併特例措置分の約20億円は完全になくなることとなります。これからさらに厳しい財源状況となる中、平成27年度の当初予算は、増加率が確証を得られないものについては、見込みでの予算計上はしなかったといったものとなりました。これは、確証がない予算は計上せず、増加分が明確になった時点で補正対応をするといった市の決意のあらわれだと思います。これにより、補正予算での対応はこれからも必要不可欠となってくると考えます。

がん検診委託料については、議案質疑での答弁の中で、27年度予算を計上するに当たり、25年度から大幅に受診率が増加した26年度実績を踏まえて計上したが、それをさらに上回る受診率となり、500万円の増額となったということでした。これは、まさに増加率の確証が得られない部分は当初予算に計上しないという姿勢から出ているよい例であり、受診率が伸びていることもとても喜ばしいことだと思います。

また、民生費、児童措置費、施設型給付に関しては、3歳未満の途中入所による増額であり、入所理由で一番多いのが母親の就労ということであります。若い世代が子供を産み育て、そして働きやすい環境をつくる意味でも必要な増額であると考えます。

このほかにも、施設を整理し、財政負担の軽減を必要としている中、佐屋保健センター事務所改修工事は、職員を集約し、事務の効率化を図りながら佐織支所との連携により個別対応をしていくという、これから進めていく施設整備の一つの形ではないかと私は考えます。

今後も持続可能な行財政運営のため、事業見直しを進めながらも、市民が本当に必要としているものを見きわめ、そういった部分には市が積極的に応援する明るいまちづくりを願い、今回の議案第79号について賛成いたします。

## ○議長（鬼頭勝治君）

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

## ○6番（高松幸雄君）

議案第79号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言いたします。

議案第79号の平成27年度愛西市一般会計補正予算には、教育費の学校管理費で、9月議会に質問をした佐屋小学校プールの改修工事費が計上されております。さらに、保健衛生施設の佐屋保健センター事務室改修工事費が計上され、佐織保健センターにある健康推進課を佐屋保健センターに集約することで事務の効率化と専門職員の資質の向上を図り、複雑・多様化する市

民のニーズに迅速に対応できる体制づくりとスリム化に期待するとともに、市長のマニフェストにある健康づくりに取り組む一環としての予防の点では、がん検診を積極的に推進した結果、受診者の増加によるがん検診受託料が計上されており、市民に期待される補正予算となっていると考えます。

今後は、行政改革をさらに推進され、さまざまな事業見直しが行われることと思いますが、あくまでも市民の意見を反映していける行政に期待して、賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第16・議案第80号（討論・採決）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第16・議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

**○18番（河合克平君）**

では、議案第80号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

1点、今期については、財政収益金が繰り入れられたという状況の中で、その運営をしていくという予算計上となっておりますが、来期においても、この収益金というのはより増額される予定となっております。そういったことを踏まえ、来期においてはこの繰入金を減免の原資にして、18歳未満の国民健康保険の加入者の減免を行うことを求めるものであります。子供を産んで増税になるという状況を緩和し、少子化を食いとめることにもつながるものであります。以上のことを求めまして、賛成といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第80号を採決いたします。

議案第80号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第81号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第81号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第81号を採決いたします。

議案第81号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第82号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第82号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第82号を採決いたします。

議案第82号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・意見書案第6号及び日程第20・意見書案第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・意見書案第6号：安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書についてから日程第20・意見書案第7号：「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

14番・大島一郎君。

#### ○14番（大島一郎君）

それでは、ただいまから意見書案第6号、第7号を一括説明させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の説明。

意見書案第6号、平成27年12月22日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、文教福祉委員会委員長・大島一郎。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書について。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、政府及び愛知県に対し、次の事項を実現するよう強く要望するものです。

1. 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、愛知県知事であります。

以上、よろしく願いいたします。

次に、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の説明を行います。

意見書案第7号、平成27年12月22日、愛西市議会議長・鬼頭勝治殿、文教福祉委員会委員長・大島一郎。

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書について。

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

はねていただきまして、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書（案）でございます。

内容につきましては、政府及び愛知県に対し、次の事項を実現するよう強く要望するものです。

1. 介護職員を初めとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。

2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。

3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日、愛知県愛西市議会。宛先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、愛知県知事であります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、意見書案第6号から意見書案第7号については、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました意見書案第6号から意見書案第7号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第6号から意見書案第7号を、会議規則第34条の規定により一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（日永貴章君）

平成27年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月1日よりお願いをいたしました本定例会におきまして、議員各位におかれましては、いずれの議案に対しましても慎重かつ活発な議論をいただき、また御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。議案質疑、一般質問、また本日の討論において発言のあった御意見、御質問、御指摘いただきました点につきましては、内容などを確認いたしまして、今後の市政運営に生かしていきたいというふうに考えております。

現在、平成28年度予算編成作業を進めておりますけれども、本日の討論でも御発言いただいておりますとおり、交付税の合併算定がえ終了や少子・高齢化など、さまざまな影響によりまして大変厳しい市政運営が予想されております。今後も持続可能な行政運営を目指しまして、各種計画の策定や計画の推進など、順次進めていきたいというふうに考えております。

さて、ことしも師走に入りまして、寒暖の差も一段と厳しくなってくるというふうに思いますので、議員各位におかれましては体調に十分気をつけていただき、よき新年をお迎えになれることを御祈念申し上げます、閉会に当たり御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて平成27年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時52分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

鬼頭 勝治

会議録署名議員  
第10番議員

八木 一

会議録署名議員  
第11番議員

大宮 吉満